

第2回安来市公立幼児教育・保育施設のあり方検討委員会

日時:令和8年8月20日(木)

午前10時00分

場所:安来庁舎 301 会議室

1. 開会

2. 報告事項

(1) 保育人口の将来推計 資料 1

3. 議 題

(1) 安来市幼児教育・保育施設のあり方検討に向けた基本的な考え方
. 資料 2

(2) 保護者アンケートについて 資料 3

(3) 職員アンケートについて 資料 4

4. 閉会

次回の開催予定 令和8年10月7日(水) 午前10時00分
於:安来庁舎 201 会議室

安来市公立幼児教育・保育施設のあり方検討委員会委員

氏名	所属	区分	備考
余村 望	大阪健康福祉短期大学 名誉教授	学識経験を有する者	
樋野 義之	小学校校長会代表	学識経験を有する者	広瀬小学校 校長
細田 浩	安来市健康福祉部長	幼児教育・保育施設 担当部長	
上田 恵美	公立保育施設園長	公立幼児教育・保育 施設長	安来保育所 所長
門脇 純一	安来市幼稚園・こども園 PTA 連合会	保護者代表	島田こども園
遠藤 健志	公立保育所 保護者代表	保護者代表	切川保育所
角 陽子	安来市私立保育連盟	私立保育施設 代表者	ふたばこども園 園長
越野 亘	安来市職員労働組合	市職員労働組合 代表者	
山根 幸夫	交流センター館長	地域代表者	十神交流センター 館長

安来市公立幼児教育・保育施設のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 安来市における出生数減少を踏まえ、市立幼児教育・保育施設の今後のあり方について検討するため、安来市公立幼児教育・保育施設のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において「幼児教育・保育施設」とは、安来市立幼稚園設置条例(平成16年安来市条例第89号)第2条第1項に規定する幼稚園、同条第2項に規定する幼稚園型認定こども園、安来市立保育所条例(平成16年安来市条例第124号)第2条第2項に規定する保育所、同条第4項に規定する保育所型認定こども園及び安来市立認定こども園条例(平成27年安来市条例第14号)第2条第2項に規定する認定こども園をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1)公立幼児教育・保育施設のあり方に関すること。
- (2)公立幼児教育・保育施設の現状の調査及び研究に関すること。
- (3)前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)幼児教育・保育施設担当部長
- (3)公立幼児教育・保育施設長
- (4)公立幼児教育・保育施設を利用している子どもの保護者の代表者
- (5)私立保育施設代表者
- (6)市職員労働組合代表者
- (7)地域代表者
- (8)その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事項の検討結果を市長に報告するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決)

第8条 前条の規定にかかわらず、委員長が災害等やむを得ない事情により会議を開催することが困難と判断したときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、幼児教育・保育施設担当課において処理する。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。